

【参考】

**福岡市第 2 期展示場等整備事業
要求水準書変更対照表（主な変更点）**

平成 29 年 12 月

福岡市

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前	変更後																																																				
－	－	目次	別紙一覧	<table border="1"> <tr><td>別紙 01</td><td>敷地位置図</td></tr> <tr><td>別紙 02</td><td>敷地範囲図</td></tr> <tr><td>別紙 03</td><td>造成計画図</td></tr> <tr><td>別紙 04</td><td>地積測量図</td></tr> <tr><td>別紙 05</td><td>インフラ施設現況計画図</td></tr> <tr><td>別紙 06</td><td>地質調査結果</td></tr> <tr><td>別紙 07</td><td>諸室仕様リスト</td></tr> <tr><td>別紙 08</td><td>什器備品リスト</td></tr> <tr><td>別紙 09</td><td>設備備品リスト</td></tr> <tr><td>別紙 10</td><td>立体駐車場配置図</td></tr> <tr><td>別紙 11</td><td>業務実施体制図</td></tr> <tr><td>別紙 12</td><td>提出図書一覧</td></tr> </table>	別紙 01	敷地位置図	別紙 02	敷地範囲図	別紙 03	造成計画図	別紙 04	地積測量図	別紙 05	インフラ施設現況計画図	別紙 06	地質調査結果	別紙 07	諸室仕様リスト	別紙 08	什器備品リスト	別紙 09	設備備品リスト	別紙 10	立体駐車場配置図	別紙 11	業務実施体制図	別紙 12	提出図書一覧	<table border="1"> <tr><td>別紙 01</td><td>敷地位置図</td></tr> <tr><td>別紙 02</td><td>敷地範囲図</td></tr> <tr><td>別紙 03</td><td>造成計画図</td></tr> <tr><td>別紙 04</td><td>地積測量図</td></tr> <tr><td>別紙 05</td><td>インフラ施設現況計画図</td></tr> <tr><td>別紙 06</td><td>地質調査結果</td></tr> <tr><td>別紙 07</td><td>諸室仕様リスト</td></tr> <tr><td>別紙 08</td><td>什器備品リスト</td></tr> <tr><td>別紙 09</td><td>設備備品リスト</td></tr> <tr><td>別紙 10</td><td>立体駐車場配置図</td></tr> <tr><td>別紙 11</td><td>業務実施体制図</td></tr> <tr><td>別紙 12</td><td>提出図書一覧</td></tr> <tr><td>別紙 13</td><td>諸室配置イメージ</td></tr> <tr><td>別紙 14</td><td>埋設配管・配線設置図</td></tr> </table>	別紙 01	敷地位置図	別紙 02	敷地範囲図	別紙 03	造成計画図	別紙 04	地積測量図	別紙 05	インフラ施設現況計画図	別紙 06	地質調査結果	別紙 07	諸室仕様リスト	別紙 08	什器備品リスト	別紙 09	設備備品リスト	別紙 10	立体駐車場配置図	別紙 11	業務実施体制図	別紙 12	提出図書一覧	別紙 13	諸室配置イメージ	別紙 14	埋設配管・配線設置図
別紙 01	敷地位置図																																																								
別紙 02	敷地範囲図																																																								
別紙 03	造成計画図																																																								
別紙 04	地積測量図																																																								
別紙 05	インフラ施設現況計画図																																																								
別紙 06	地質調査結果																																																								
別紙 07	諸室仕様リスト																																																								
別紙 08	什器備品リスト																																																								
別紙 09	設備備品リスト																																																								
別紙 10	立体駐車場配置図																																																								
別紙 11	業務実施体制図																																																								
別紙 12	提出図書一覧																																																								
別紙 01	敷地位置図																																																								
別紙 02	敷地範囲図																																																								
別紙 03	造成計画図																																																								
別紙 04	地積測量図																																																								
別紙 05	インフラ施設現況計画図																																																								
別紙 06	地質調査結果																																																								
別紙 07	諸室仕様リスト																																																								
別紙 08	什器備品リスト																																																								
別紙 09	設備備品リスト																																																								
別紙 10	立体駐車場配置図																																																								
別紙 11	業務実施体制図																																																								
別紙 12	提出図書一覧																																																								
別紙 13	諸室配置イメージ																																																								
別紙 14	埋設配管・配線設置図																																																								
1	－	第 1 2	本事業の目的	国際会議の開催件数は平成 21 年から 7 年連続で国内第 2 位となっており、国の政策としては、平成 25 年に「グローバル M I C E 戦略都市」、平成 26 年には国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」に指定されている。	国際会議の開催件数は平成 21 年から 8 年連続で国内第 2 位となっており、国の政策としては、平成 25 年に「グローバル M I C E 戦略都市」、平成 26 年には国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」に指定されている。																																																				
1	－	第 1 2	本事業の目的	一方で、地区内の既存 M I C E 施設は、施設稼働率がほぼ上限に達していることから、年間 80 件ほどの利用申込をお断りしており（平成 27 年度）、経済的な機会損失が生じるなど、供給力不足が課題となっている。	一方で、地区内の既存 M I C E 施設は、施設稼働率がほぼ上限に達していることから、年間 90 件ほどの利用申込をお断りしており（平成 28 年度）、経済的な機会損失が生じるなど、供給力不足が課題となっている。																																																				

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前				変更後			
				業務項目	事業者	施設運営者	内容等	業務項目	事業者	施設運営者	内容等
4	3		各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	業務項目	事業者	施設運営者	内容等	業務項目	事業者	施設運営者	内容等
				設備備品保守管理業務	○			設備備品保守管理業務	○		※2
※2 駐車場管制設備に関する消耗品(駐車券、レシート)の調達は、施設運営者の業務とする。											
5	-	第13(4)	事業スケジュール	本施設の設計・建設期間、開館準備期間及び維持管理期間は以下のとおりとする。なお、第2期展示場の工事着手は、立体駐車場の供用開始後とすること。				本施設の設計・建設期間、開館準備期間及び維持管理期間は以下のとおりとする。			
5	-	第13(4)①ア	設計・建設期間	事業契約締結日～平成33年1月31日 平成33年1月31日までに設計図書に定められた工事を完成させ、平成33年1月31日までに事業者は市に施設を引き渡すこと。市は、その後速やかに所有権取得手続等を行う。				事業契約締結日～平成33年2月28日 設計図書に定められた工事を完成させ、平成33年2月28日までに事業者は市に施設を引き渡すこと。市は、その後速やかに所有権取得手続等を行う。			
5	-	第13(4)①イ	開館準備期間	平成33年2月1日～平成33年3月31日				平成33年3月1日～平成33年3月31日			
5	-	第13(4)②ア	設計・建設期間	事業契約締結日～平成31年7月31日 平成31年7月31日までに設計図書に定められた工事を完成させ、平成31年7月31日までに事業者は市に施設を引き渡すこと。市は、その後速やかに所有権取得手続等を行う。なお、立体駐車場については、設計・建設期間中に開業前準備支援業務を行うものとする。				事業契約締結日～平成32年4月30日 設計図書に定められた工事を完成させ、平成32年4月30日までに事業者は市に施設を引き渡すこと。市は、その後速やかに所有権取得手続等を行う。なお、立体駐車場については、設計・建設期間中に開業前準備支援業務を行うものとする。			
5	-	第13(4)②イ	供用開始予定日	平成31年8月1日				平成32年5月1日			
5	-	第13(4)②ウ	維持管理期間	平成31年8月1日～平成48年3月31日				平成32年5月1日～平成48年3月31日			

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前	変更後
6	4		事業期間と業務の関係		
13	-	第2 2(2)エ	計画条件	また、大屋根広場整備に伴うマリンメッセ福岡の避難通路の確保など、関係法令を遵守した計画とすること。	また、大屋根広場整備に伴うマリンメッセ福岡の避難通路の確保など、関係法令を遵守した計画とすること（「別紙 02 敷地範囲図」参照）。
13	-	第2 2(3)	周辺インフラ整備状況	周辺インフラ（上下水道、電気、ガス、通信など）の状況については、「別紙 05 インフラ施設現況計画図」を参照すること。なお、この計画図の内容は、平成 29 年 4 月時点において市が整備を予定しているものであり、今後、整備に当たって変更する可能性がある。変更が生じた場合は、適切な方法で開示等を行う。	周辺インフラ（上下水道、電気、ガス、通信など）の状況については、「別紙 05 インフラ施設現況計画図」を参照すること。なお、この計画図の内容は、平成 29 年 12 月時点において市が整備を予定しているものであり、今後、整備に当たって変更する可能性がある。変更が生じた場合は、適切な方法で開示等を行う。
14	-	第2 2(4)③イ	地中埋設物の状況	第2期展示場計画地の地中埋設物については、市が行う造成工事において撤去する予定である。平成 30 年 9 月末までに第2期展示場の施設配置及び杭基礎位置を設定すること。市はその結果をもとに第2期展示場の建設に支障にならないよう地中埋設物の撤去又は処理を行う。	第2期展示場計画地の地中埋設物については、市が行う造成工事において撤去する予定である。平成 31 年 3 月末までに第2期展示場の施設配置及び杭基礎位置を設定すること。市はその結果をもとに第2期展示場の建設に支障にならないよう地中埋設物の撤去又は処理を行う。

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前	変更後
14	-	第2 2(4)③ ウ	地中埋設物の状況	立体駐車場計画地の地中埋設物については、ボーリング調査等を実施し、事業者にて詳細な埋設箇所や構造を把握すること。ボーリング調査等の結果に基づき、設計段階において基礎位置等の調整を行い、地中埋設物が支障とならないよう計画すること。	立体駐車場計画地の地中埋設物については、ボーリング調査等を実施し、事業者にて詳細な埋設箇所や構造を把握すること。ボーリング調査等の結果に基づき、設計段階において基礎位置等の調整、 <u>偏心基礎や施工方法等の検討</u> を行い、地中埋設物が支障とならないよう計画すること。
15	-	第2 3(1)	施設要件	第2期展示場の施設要件は、以下のとおりである。 諸室計画については、「別紙07 諸室仕様リスト」を参照すること。	第2期展示場の施設要件は、以下のとおりである。 諸室計画については、「別紙07 諸室仕様リスト」及び「別紙13 諸室配置イメージ」を参照すること。
17	-	第2 3(4)ア	緑化計画	本敷地内の緑化については、「福岡市都市緑化マニュアル」及び「福岡市公共施設緑化水準」に基づき、計画を行うこと（設計段階で市関係局と協議・相談をすること）。	本敷地内の緑化については、「福岡市都市緑化マニュアル」及び「福岡市公共施設緑化水準」を努力義務として、計画を行うこと（設計段階で市関係局 <u>（住宅都市局みどり推進課等）</u> と協議・相談をすること）。
24	-	第2 3(11)① エ(オ)	情報通信設備	マリンメッセ福岡、福岡国際会議場の光ケーブルに第2期展示場の光ケーブルを接続すること。光ケーブルの種類は、シングルモード32本とし、将来増設可能とすること。その他、詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。	<u>新たに埋設配管・配線を設置し、マリンメッセ福岡、福岡国際会議場の光ケーブルに第2期展示場の光ケーブルを接続すること</u> （「別紙14 埋設配管・配線設置図」参照）。光ケーブルの種類は、シングルモード32本とし、将来増設可能とすること。 <u>既存MICE施設（福岡国際センターを除く。以下「①電気設備計画」において同じ）との接続は端子盤までとする。</u> その他、詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
24	-	第2 3(11)① エ(カ)	情報通信設備	防災無線を設置し、既存MICE施設と接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。	防災無線を設置し、既存MICE施設と接続可能なシステムとすること。 <u>既存MICE施設との接続は端子盤までとする。</u> 詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前	変更後
24	-	第2 3(11)① オ(イ)	構内電話交換設備	既存M I C E施設の構内電話交換設備・構内携帯電話システム (PHS)に接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。	既存M I C E施設の構内電話交換設備・構内携帯電話システム (PHS)に接続可能なシステムとすること。 <u>既存M I C E施設との接続は、端子盤までとする。</u> 詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
24	-	第2 3(11)① カ(イ)	情報表示設備	既存M I C E施設や第2期展示場の催事、利用状況等の情報を一体的に提供可能なデジタルサイネージを設置すること。	既存M I C E施設や第2期展示場の催事、利用状況等の情報を一体的に提供可能なデジタルサイネージを設置すること。 <u>既存M I C E施設との接続は、端子盤までとする。</u> 詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
25	-	第2 3(11)① ク(イ)	テレビ共同受信設備	既存M I C E施設のCCTV回線(テレビ受信システム(上り))及び館内映像伝送システム(下り)に接続可能なシステムとすること。接続方法等の詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。	既存M I C E施設のCCTV回線(テレビ受信システム(上り))及び館内映像伝送システム(下り)に接続可能なシステムとすること。 <u>既存M I C E施設との接続は、端子盤までとする。</u> 接続方法等の詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
25	-	第2 3(11)① コ(ウ)	防災設備	マリンメッセ福岡・福岡国際会議場と連携可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。	マリンメッセ福岡・福岡国際会議場と連携可能なシステムとすること。 <u>既存M I C E施設との接続は端子盤までとする。</u> 詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。
25	-	第2 3(11)① サ(イ)	機械警備設備	既存M I C E施設のセキュリティカメラシステム(防犯カメラ及びモニター)と連携可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。	既存M I C E施設のセキュリティカメラシステム(防犯カメラ及びモニター)と連携可能なシステムとすること。 <u>既存M I C E施設との接続は端子盤までとする。</u> 詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと。

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前	変更後																										
30	9		駐車場の形式及び規模等	<p>駐車台数</p> <p>自走式立体駐車場及び平面駐車場の合計で 800 台程度 (±10 台) 確保すること。</p> <p>平面駐車部分には、臨時で大型バスを 18 台以上駐車できるスペースを確保すること。なお、平面駐車場を臨時バス駐車場として利用する場合、一般車両は利用しない。</p> <p>地上レベルに自転車及び原動機付自転車、自動二輪車を 30 台以上駐車できるスペースを設けること。南側歩道からのアクセスを考慮すること。</p>	<p>駐車台数</p> <p>自走式立体駐車場及び平面駐車場の合計で 800 台程度 (±10 台) 確保すること。</p> <p>平面駐車部分には、臨時で大型バスを 18 台以上駐車できるスペースを確保すること (大型バス用の課金ゲートは不要)。なお、平面駐車場を臨時バス駐車場として利用する場合、一般車両は利用しない。</p> <p>地上レベルに自転車及び原動機付自転車、自動二輪車を 30 台以上駐車できるスペースを設けること。南側歩道からのアクセスを考慮すること (料金システムは不要)。</p>																										
30	10	第 2 4(1)②	車室・車路	<p>計画においては、下記条件を満たすものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">車室</td> <td>一般</td> <td>幅 2.5m 以上、奥行 5.0m 以上</td> </tr> <tr> <td>車いす使用者用</td> <td>幅 3.5m 以上、奥行 6.0m 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車路※</td> <td>幅員</td> <td>一方通行の場合 3.5m 以上 相互通行の場合 5.5m 以上</td> </tr> <tr> <td>勾配</td> <td>17% 以下 (極力緩くすることが望ましい)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※車路は、原則として一方通行とすること (やむを得ない場合は相互通行とするが、その部分は極力短くする)。</p>	項目	条件		車室	一般	幅 2.5m 以上、奥行 5.0m 以上	車いす使用者用	幅 3.5m 以上、奥行 6.0m 以上	車路※	幅員	一方通行の場合 3.5m 以上 相互通行の場合 5.5m 以上	勾配	17% 以下 (極力緩くすることが望ましい)	<p>計画においては、<u>原則</u>、下記条件を満たすものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">車室</td> <td>一般※1</td> <td>幅 2.5m 以上、奥行 5.0m 以上</td> </tr> <tr> <td>車いす使用者用</td> <td>幅 3.5m 以上、奥行 6.0m 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">車路※2</td> <td>幅員</td> <td>一方通行の場合 3.5m 以上 相互通行の場合 5.5m 以上</td> </tr> <tr> <td>勾配</td> <td>17% 以下 (極力緩くすることが望ましい)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 駐車できる車種を選ばないことがより望ましいが、<u>全車室の 5%未満については、軽自動車用車室とすることを認める。</u></p> <p>※2 車路は、原則として一方通行とすること (やむを得ない場合は相互通行とするが、その部分は極力短くする)。</p>	項目	条件		車室	一般※1	幅 2.5m 以上、奥行 5.0m 以上	車いす使用者用	幅 3.5m 以上、奥行 6.0m 以上	車路※2	幅員	一方通行の場合 3.5m 以上 相互通行の場合 5.5m 以上	勾配	17% 以下 (極力緩くすることが望ましい)
項目	条件																														
車室	一般	幅 2.5m 以上、奥行 5.0m 以上																													
	車いす使用者用	幅 3.5m 以上、奥行 6.0m 以上																													
車路※	幅員	一方通行の場合 3.5m 以上 相互通行の場合 5.5m 以上																													
	勾配	17% 以下 (極力緩くすることが望ましい)																													
項目	条件																														
車室	一般※1	幅 2.5m 以上、奥行 5.0m 以上																													
	車いす使用者用	幅 3.5m 以上、奥行 6.0m 以上																													
車路※2	幅員	一方通行の場合 3.5m 以上 相互通行の場合 5.5m 以上																													
	勾配	17% 以下 (極力緩くすることが望ましい)																													

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前	変更後
34	-	第2 4(4)ア	緑化計画	本敷地内の緑化については、「福岡市都市緑化マニュアル」及び「福岡市公共施設緑化水準」に基づき、計画を行うこと（設計段階で市関係局と協議・相談をすること）。	本敷地内の緑化については、「福岡市都市緑化マニュアル」及び「福岡市公共施設緑化水準」を <u>努力義務として</u> 、計画を行うこと（設計段階で市関係局（ <u>住宅都市局みどり推進課等</u> ）と協議・相談をすること）。
37	-	第2 4(11)④ ア	駐車場管制設備	車番認証システムを導入し、それに伴う駐車券の発行等により車両の入出庫管理を行うこと。その際、1時間単位の入出庫台数を記録できる性能を持たせること。	車番認証システムを導入し、それに伴う駐車券の発行等により車両の入出庫管理を行う <u>システムとすること</u> 。その際、1時間単位の入出庫台数を記録できる性能を持たせること。
62	-	第7 2(3)①	業務の対象	修繕業務の対象は、本事業で整備する建築物・設備とする。	修繕業務の対象は、本事業で整備する建築物・設備・ <u>設備備品</u> とする。
【別紙 02】 敷地範囲図					追記 <u>「マリンメッセ福岡と第2期展示場整備予定地間(概ね②の範囲)は、マリンメッセ福岡の避難先として「福岡市建築物の敷地と道路との関係の建築許可運用基準（建築基準法第43条第1項ただし書き許可基準）規則第2号「公共の用に供する道」として取り扱うことは可能である。</u> <u>その場合、第2期展示場の避難先の取扱いについては、建築主事の判断によるものとなり、大屋根の条件等については関係部局（特定行政庁、建築主事、消防局等）との協議が必要となる。</u>

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前	変更後
	【別紙 03】 造成計画図			<p>※造成工事は市で行う予定であり、施設整備時の残土処分を抑える目的で、建物の範囲は現況地盤高で仕上げる予定である。事業者は建物の配置が決定した際には、速やかに市にその位置及び寸法等を報告すること。</p> <p>※車両出入口は開発協議時の想定位置を示しており、建物の配置等を勘案して位置を変更する場合は、速やかに市にその位置及び寸法等を報告すること。</p> <p>※造成地盤高は開発行為における計画高であり、建物の計画において高さを決定しているものではない。</p>	<p>※造成工事は市で行う予定であり、施設整備時の残土処分を抑える目的で、建物の範囲は現況地盤高で仕上げる予定である。<u>また、敷地内の雨水排水については、窪地となる建物予定地内に集水し、素掘りの側溝及び横断暗渠により、隣接する道路内の既設雨水管に排水する予定である。</u>事業者は建物の配置が決定した際には、速やかに市にその位置及び寸法等を報告すること。</p> <p>※車両出入口は開発協議時の想定位置を示しており、建物の配置等を勘案して位置を変更する場合は、速やかに市にその位置及び寸法等を報告すること。</p> <p>※造成地盤高は開発協議における計画高であり、建物の計画において高さを決定しているものではない。</p> <p>※<u>雨水排水計画を含めて、現在詳細設計中であり、今後詳細が確定した時点で速やかに公表する。</u></p> <p>※<u>盛土部の表層は砂利仕上げ (t=70mm) のため、第 2 期展示場着手時には、事業者にて撤去すること。</u></p>
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		面積	m ² /室程度	m ² /室程度 下限値：－5%以内
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		展示室 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 1 階に設置し、長方形かつ整形で、2 分割利用も考慮した形状とし、多目的な利用に対応できる展示室とすること（パーティション等にて 2 分割（約 2,500 m²）しての利用も想定している） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 1 階に設置し、長方形かつ整形で、2 分割利用も考慮した形状とし、多目的な利用に対応できる展示室とすること（<u>形状以外については、特に 2 分割利用に配慮する必要はない</u>）
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		ホワイトエ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・全部若しくは一部吹抜けとし、明るく開放感のある高質な空間となるよう配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>吹抜けを設けるなど、明るく開放感のある高質な空間となるよう配慮すること</u>

頁	図表	該当箇所	項目名	変更前	変更後
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		ホワイエ 天井仕上げ	提案	提案 <u>(直天上は不可)</u>
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		休憩コーナー 特記事項	・来場者数を考慮し、ホワイエ内にまとまったスペースを設けること	・来場者数を考慮し、ホワイエ内にまとまったスペースを設けること <u>※面積はホワイエと重複して良い</u>
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		ロッカーコーナー 特記事項	・ホワイエ内に設けること	・ホワイエ内に設けること <u>※面積はホワイエと重複して良い</u>
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		会議室 特記事項	・移動間仕切り（遮音性能 D=50 以上）を設置し、2 分割での利用に対応すること	・移動間仕切りを設置し、2 分割での利用に対応すること。 <u>移動間仕切りは、会議利用時等の遮音性に配慮したものにする</u>
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		1 階来場者用 トイレ 特記事項	・ホワイエ・展示室からそれぞれ直接利用可能な位置に設けること（利用者の一斉利用を考慮し、2 カ所に分散することが望ましい）	・利用者の一斉利用を考慮し、 <u>2 カ所に分散配置すること。メインはホワイエ付近に設け、ホワイエから直接利用可能な位置とすること。他の 1 カ所は展示室から直接利用可能な位置とすること</u>
	【別紙 07】 諸室仕様リスト		自動販売機 コーナー 特記事項	・1 階 4 ヶ所（展示室内は不可）、搬入ヤード 2 ヶ所（2 階は不要）程度のスペースを確保すること	・1 階 4 ヶ所（展示室内は不可）、搬入ヤード 2 ヶ所（2 階は不要）程度のスペースを確保すること <u>※面積は共用部分、搬入ヤードと重複して良い</u>
	【別紙 09】 設備備品リスト		吊荷重管理システム 内容（仕様等）	吊り下げ荷重が許容値を超えた場合、パソコン画面上の表示及び接点出力による警報が可能なシステムとすること	吊り下げ荷重が許容値を超えた場合、パソコン画面上の表示及び接点出力による警報が可能なシステムとすること 【参考】※大阪城ホール吊点荷重管理システム 同等以上とする
	【別紙 13】 諸室配置イメージ				別紙の追加
	【別紙 14】 埋設配管・配線設置図				別紙の追加